

議題 1

千葉県学校給食センターの予算決算及び
事業計画について

— 目 次 —

N0	項 目
1	学校給食の目的、目標について
2	管理運営組織について
	(1) 組織図
	(2) 所掌事務（抜粋）
	(3) 給食センターの概要及び職員数等
	(4) 学校給食費
3	千葉県学校給食センター運営委員会について
	(1) 運営委員会
	(2) 委員名簿
4	千葉県学校給食センターの予算決算及び事業計画について
	(1) 令和6年度学校給食事業特別会計決算について
	(2) 令和7年度学校給食事業特別会計当初予算について
	(3) 年間事業計画予定
	(4) 学校別生徒数及び教職員数
5	千葉県学校給食センター設置管理条例
6	千葉県学校給食センター運営委員会規則

1 学校給食の目的、目標について

[学校給食法]

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

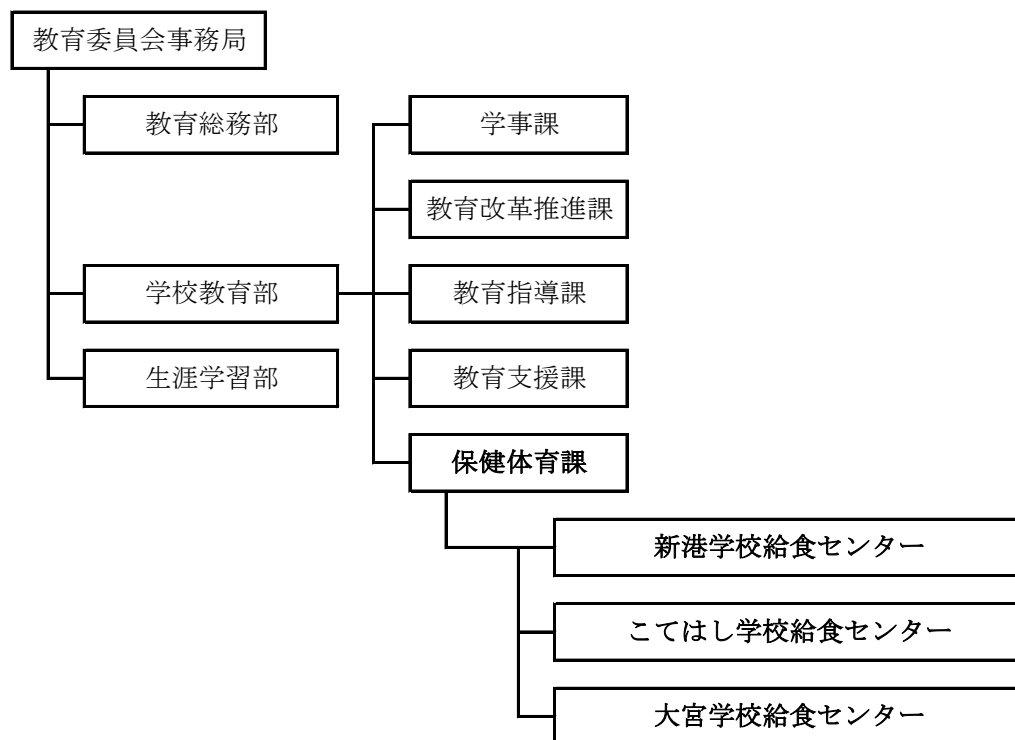
(学校給食の目標)

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2 管理運営組織について

(1) 組織図



(2) 所掌事務（抜粋）

<保健体育課>

①	学校給食の栄養及び衛生
②	給食扶助費
③	給食設備の整備
④	学校給食センターの整備
⑤	給食室設備台帳
⑥	学校給食センターの予算及び経理
⑦	学校給食費の徴収
⑧	賄材料の調達（学校給食センターの所管に属するものを除く。）
⑨	学校給食センター運営委員会
⑩	学校給食センターとの連絡及び調整

<学校給食センター（3類事業所）>

①	センターの庶務
②	施設設備の維持管理
③	食数
④	栄養及び献立
⑤	賄材料の調達及び検収
⑥	調理業務
⑦	配送
⑧	衛生管理

(3) 給食センターの概要及び職員数等

センター名	新 港	こてはし	大 宮
方 式	P F I 事業	P F I 事業	長期包括委託
給食開始	平成 2 2 年 1 0 月～	平成 2 9 年 4 月～	平成 1 7 年 4 月～
受持校数	1 9 校	1 5 校	2 3 校
最大供給食数	1 0 , 0 0 0 食／1 日	8 , 0 0 0 食／1 日	1 1 , 0 0 0 食／1 日
配 送 車	1 3 台	8 台	1 2 台
	・学校給食アドバイザー 1 名 ・主査 1 名 ・栄養教諭 1 名 ・栄養士 3 名 ・会計年度任用職員 1 名	・学校給食アドバイザー 1 名 ・主査 1 名 ・栄養教諭 1 名 ・栄養士 3 名	・学校給食アドバイザー 1 名 ・主査 1 名 ・栄養教諭 1 名 ・栄養士 2 名 ・会計年度任用職員 1 名

(4) 学校給食費

		学校給食費	物価高騰対応分 (～9月末)	合 計
1 食 あ た り	中学校	3 2 0 円	6 2 円	3 8 2 円
	小学校（新宿小分教室）	2 8 8 円	5 6 円	3 4 4 円
	高等特別支援学校	3 2 0 円	6 2 円	3 8 2 円

3 千葉市学校給食センター運営委員会について

(1) 運営委員会

千葉市学校給食センター運営委員会は、千葉市学校給食センター設置管理条例第4条の規定に基づき、学校給食センターの運営に関する事項について審議するため、設置する。

運営委員は15名以内（千葉市学校保健会理事、PTAの代表者、市保健所長、市立学校長、知識経験を有する者）で構成されている。

(2) 委員名簿

任期 令和6年7月1日から令和8年6月30日まで

(令和7年8月1日現在)

氏 名	所属及び役職名
石井 千夏子	千葉市学校保健会 理事 (千葉市栄養教職員会 会長)
太田 文夫	一般社団法人 千葉市医師会 副会長
加瀬 紗和	千葉市PTA連絡協議会 副会長
小関 広行	公益財団法人 千葉県学校給食会 理事長
椎名 政昭	千葉市保健所 所長
杉谷 宏枝	千葉市学校保健会 理事 (千葉県学校薬剤師会 常任委員)
戸田 義一	千葉市小中学校長会 (千葉市立幸町第一中学校 校長)
富井 陽子	千葉市小中学校長会 (千葉市立真砂第五小学校 校長)
西原 隆子	公益社団法人 千葉県栄養士会 理事
尾藤 杏菜	千葉市PTA連絡協議会 副会長

(五十音順、敬称略)

4 千葉市学校給食センターの予算決算及び事業計画について

(1) 令和6年度学校給食事業特別会計決算について

1 歳入

単位：千円

目	節（細節）	学校給食センター			
			新 港	こてはし	大 宮
事業収入	給食費収入	1,231,318	432,193	328,762	470,363
繰入金	繰入金	1,717,560			
合 計		2,948,878			

2 歳出

単位：千円

目	節（細節）	学校給食センター			
			新 港	こてはし	大 宮
総務費	報酬	8,724			
	旅費	233	8	142	83
	需用費				
	（消耗品費）	1,110	326	416	368
	（燃料費）	89	29	25	35
	（食糧費）	0			
	（印刷製本費）	1,101			
	役務費				
	（通信運搬費）	451	153	153	145
	（手数料）	235			
	委託料	3,962	1,486	1,385	1,091
	使用料及び賃借料	1,004	412	258	334
	負担金、補助及び交付金	378	189	152	37
計		17,287			
事業費	需用費				
	（賄材料費）	1,395,639	465,652	393,381	536,606
	（物価高騰対応分）	193,410	64,885	55,162	73,363
	委託料	1,342,542	431,667	347,607	563,268
	計	2,931,591			
合 計		2,948,878			

(2) 令和7年度学校給食事業特別会計当初予算について

1 歳入

単位：千円

目	節（細節）	学校給食センター			
			新 港	こてはし	大 宮
事業収入	給食費収入	1,368,333	444,188	391,850	532,295
繰入金	繰入金	1,657,290			
合 計		3,025,623			

2 歳出

単位：千円

目	節（細節）	学校給食センター			
			新 港	こてはし	大 宮
総務費	報酬	13,163			
	旅費	291	46	137	108
	需用費				
	（消耗品費）	1,352	471	498	383
	（燃料費）	133	41	52	40
	（食糧費）	2			
	（印刷製本費）	0			
	役務費				
	（通信運搬費）	627	231	220	176
	（手数料）	237			
	委託料	4,004	1,157	1,675	1,172
	使用料及び賃借料	650	217	217	216
	負担金、補助及び交付金	423	186	170	67
計		20,882			
事業費	需用費				
	（賄材料費）	1,477,364	491,418	418,038	567,908
	（物価高騰対応分）	117,227	38,993	33,171	45,063
	委託料	1,410,150	468,358	363,589	578,203
	計	3,004,741			
合 計		3,025,623			

(3) 年間事業計画予定

令和7年5月1日現在

[illegible]

(4) 学校別生徒数及び教職員数

(令和7年5月1日現在)

	学校名	生徒数	教職員数	計
新港学校給食センター	緑町中	371	26	397
	小中台中	856	51	907
	新宿中	470	33	503
	蘇我中	815	47	862
	轟町中	387	32	419
	千草台中	217	21	238
	幸町第一中	146	19	165
	幕張西中	507	32	539
	高浜中	125	21	146
	幸町第二中	259	23	282
	稲浜中	326	27	353
	打瀬中	733	41	774
	真砂中	573	47	620
	磯辺中	477	28	505
	高洲中	407	27	434
	稲毛国際中等教育	479	61	540
	高等特別支援	91	46	137
	新宿小分教室	140	10	150
	※都賀小	427	36	463
	計 19校	7,806	628	8,434
こてはし学校給食センター	花園中	928	50	978
	犢橋中	154	20	174
	幕張中	514	35	549
	稲毛中	629	39	668
	こてはし台中	201	22	223
	さつきが丘中	230	22	252
	草野中	355	27	382
	都賀中	349	29	378
	みつわ台中	448	32	480
	緑が丘中	408	27	435
	天戸中	339	25	364
	山王中	571	38	609
	朝日ヶ丘中	265	21	286
	幕張本郷中	590	33	623
	花見川中	291	28	319
	計 15校	6,272	448	6,720

	学校名	生徒数	教職員数	計
大宮学校給食センター	加曽利中	440	27	467
	末広中	264	27	291
	葛城中	411	30	441
	椿森中	289	27	316
	生浜中	624	40	664
	菅田中	594	37	631
	松ヶ丘中	416	32	448
	白井中	84	16	100
	更科中	20	13	33
	川戸中	155	21	176
	土気中	195	20	215
	千城台西中	301	28	329
	星久喜中	250	31	281
	大宮中	99	15	114
	千城台南中	252	20	272
	若松中	676	39	715
	貝塚中	615	36	651
	越智中	86	13	99
	泉谷中	480	30	510
	土気南中	381	27	408
	有吉中	682	41	723
	大椎中	438	30	468
	おゆみ野南中	694	42	736
	計 23校	8,446	642	9,088

※都賀小については、給食室改修中のため、
令和7年12月まで給食提供予定

合計	学校数	生徒数	教職員数	計
	57校	22,524	1,718	24,242

5 千葉市学校給食センター設置管理条例

昭和42年7月10日

条例第37号

改正 昭和54年6月20日条例第35号

昭和57年9月22日条例第39号

平成3年12月13日条例第49号

平成17年3月22日条例第24号

平成22年9月8日条例第92号

平成29年3月21日条例第22号

令和3年3月22日条例第14号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、本市は、千葉市学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉市新港学校給食センター	千葉市美浜区新港62番地
千葉市こてはし学校給食センター	千葉市花見川区三角町782番地
千葉市大宮学校給食センター	千葉市若葉区大宮町1068番地2

(昭和54条例35・昭和57条例39・平成3条例49・平成17条例24・平成29条例22・一部改正)

(事業)

第3条 給食センターは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に定める目標を達成するため、千葉市立小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な事務及び事

業を行う。

(令和3条例14・一部改正)

(運営委員会)

第4条 給食センターの運営に関する事項について審議するため、千葉市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(組織)

第5条 運営委員会は、委員15名以内をもって組織する。

(委嘱又は任命)

第6条 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職員)

第8条 給食センターに必要な職員を置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月以内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成17条例24・旧附則・一部改正、平成29条例22・旧第1項・一部改正)

(昭和42年教委規則第2号で昭和42年7月10日から施行)

附 則 (昭和54年6月20日条例第35号)

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則 (昭和57年9月22日条例第39号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 57 年規則第 42 号で昭和 57 年 11 月 1 日から施行)

附 則 (平成 3 年 12 月 13 日条例第 49 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 22 日条例第 24 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 9 月 8 日条例第 92 号)

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 21 日条例第 22 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 22 日条例第 14 号) 抄

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

6 千葉市学校給食センター運営委員会規則

昭和42年7月10日

教委規則第1号

改正 昭和45年9月30日教委規則第6号

昭和63年3月30日教委規則第6号

(題名改称)

平成12年6月27日教委規則第9号

平成13年3月22日教委規則第4号

平成30年3月26日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉市学校給食センター設置管理条例（昭和42年千葉市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定により設置された千葉市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭和45教委規則6・全改)

(運営委員会の委員)

第2条 条例第6条の規定により教育委員会が委嘱し、又は任命する運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

(1) 千葉市学校保健会理事

(2) PTAの代表者

(3) 市保健所長

(4) 市立学校長

(5) 知識経験を有する者

(昭和45教委規則6・旧第5条繰上・一部改正、昭和63教委規則6・平成12教委規則9・平成13教委規則4・一部改正)

(昭和45教委規則6・旧第5条繰上・一部改正、昭和63教委規則6・平成12教委規則9・平成13教委規則4・一部改正)

(運営委員会の役員)

第3条 運営委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(昭和45教委規則6・旧第6条繰上)

(運営委員会の招集)

第4条 運営委員会は、必要のつど会長が招集する。

2 運営委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(昭和45教委規則6・旧第7条繰上)

(運営委員会の庶務)

第5条 運営委員会の庶務は、学校教育部保健体育課において処理する。

(昭和45教委規則6・旧第8条繰上、平成30教委規則1・一部改正)

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか運営委員会に関し必要な事項は、教育長が定める。

(昭和45教委規則6・全改)

附 則

この規則は、条例施行の日から施行する。

附 則 (昭和45年9月30日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 30 日教委規則第 6 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 27 日教委規則第 9 号）

この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 22 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。